

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第15号

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例

小牧市介護保険条例（平成12年小牧市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号ア中「300万円」を「320万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。